

第193号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

<目次>

1 条例の改正理由	P2
2 戸籍法の一部改正の概要	P2
3 条例の改正内容	P3
4 条例の施行期日	P3
5 新旧対照表	P4~6
【参考】 交付可能となる戸籍証明書等イメージ図	P7

市民生活部
令和5年12月

1 条例の改正理由

戸籍法の一部が改正され、令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村での戸籍証明書等の交付等が可能となることから、その交付等に係る手数料を定める必要があるため、手数料条例の一部を改正するもの。

2 戸籍法の一部改正の概要

(1) 戸籍証明書等の広域交付

本籍地以外の市区町村窓口で戸籍証明書等の交付が可能となるもの

(2) 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行

パスポート発給申請等、行政機関に提出が必要な戸籍証明書等を電子的な戸籍記録事項の証明情報(電子証明書)で提出するためのパスワード(戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号)の発行が可能となるもの

(3) 届書等情報内容証明書の交付等

出生、婚姻、死亡等の届出書等を電子化し、証明書としての交付や閲覧が可能となるもの(現在は、届出書の写しに認証文及び市長公印を押印して交付)

3 条例改正の内容

長崎市手数料条例の別表第2に「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に準じた手数料の区分と金額を追加するもの。

手数料の区分	手数料の金額
戸籍証明書の広域交付	450円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	400円
除籍証明書の広域交付	750円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	700円
届書等情報内容証明書の交付	350円(上質紙は1,400円)
届書等情報の内容を表示したものの閲覧	350円

4 条例の施行期日

令和6年3月1日(戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の施行期日と同日)

5 新旧対照表

改正案						現行					
○長崎市手数料条例						○長崎市手数料条例					
別表第2(第2条関係)						別表第2(第2条関係)					
手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令	手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令
(1)~(2)略						(1)~(2)略					
(3)戸籍手数料	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書 の 交付	窓口で交付又は郵送で交付するもの	1通	450	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項、 第120条の2第1項 及び第126条	(3)戸籍手数料	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	窓口又は郵送で交付するもの	1通	450	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項及び第126条
		多機能端末機で交付するもの	1通	350				多機能端末機で交付するもの	1通	350	
	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件	350	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで及び第126条		戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件	350	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで及び第126条		

改正案					現行				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令
(3)戸籍手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件	400	戸籍法第120条の3第2項	(3)戸籍手数料	[新設]			
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1通	750	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項、 第120条の2第1項 及び第126条		除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	750	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項及び第126条
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件	450	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで及び第126条		除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件	450	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで及び第126条
	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号1件	700	戸籍法第120条の3第2項		[新設]			

改正案					現行				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令
(3)戸籍手数料	届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 又は届書等情報の内容の証明書の交付	1通	350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合は、1,400円)	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)、第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)、 第120条の6第1項及び第126条	(3)戸籍手数料	届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通	350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合は、1,400円)	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)、第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。) 及び第126条
	届書その他市町村長の受理した書類の閲覧 又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件	円 350	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。) 及び第120条の6第1項		届書その他市町村長の受理した書類の閲覧	書類1件	円 350	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)
(4)～略					(4)～略				
<p>附 則 この条例は、令和6年3月1日から施行する。</p>									

1. 戸籍証明書等の広域交付

- 最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等を請求可能



【参考】 交付可能となる戸籍証明書等イメージ図

2. 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行

- 最寄りの市区町村窓口で戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号（以下、「識別符号」という。）の発行



3. 届書等情報内容証明書の交付、閲覧

- 届書の受理地及び本籍地の市区町村窓口で、届書等を電子化した届書等情報の内容に係る証明書の交付及び閲覧が可能に。

